

## 流域治水のトレンド「特定都市河川」

支援制度活用のおすすめ（自治体、企業のみなさんへ）



水管理・国土保全局治水課  
清田咲史 流域水害対策係長

平成25年UR都市機構入社。令和4年4月より現職（国土交通省へ出向）。特定都市河川浸水被害対策法に係る運用・支援制度等を担当。現職になってから川の名前を用いた地酒がよくあることに気づき、全国各地の「河川を味わう」ことが最近の楽しみ。

市街化が進んだ都市には多くの人が住んでいて、財産が集中しています。そういった都市で水害が発生すると、大きな被害が生じてしまうため、平成15年に「特定都市河川浸水被害対策法」（通称、特定都市河川法）を制定し、浸水被害の防止が市街化の進展により困難な地域を「特定都市河川」に指定し、河川管理者、下水道管理者及び自治体が一体となって浸水被害対策を講じてきました。令和3年5月、その改正法が公布され、特定都市河川の指定条件が拡大されました。これにより、全国で官民が連携して水害リスクに備えたまちづくりが行われ、「流域治水」が進んでいくことが期待されています。

カワナビvol.16では、自治体や企業のみなさんにこの制度の活用を呼びかけるべく、この法に基づいた施策の推進を担当している清田係長に、制度の狙いや考え方を話してもらいました。それでは清田さん、よろしくお願いたします。



### 交付金による支援 (R3.4~)

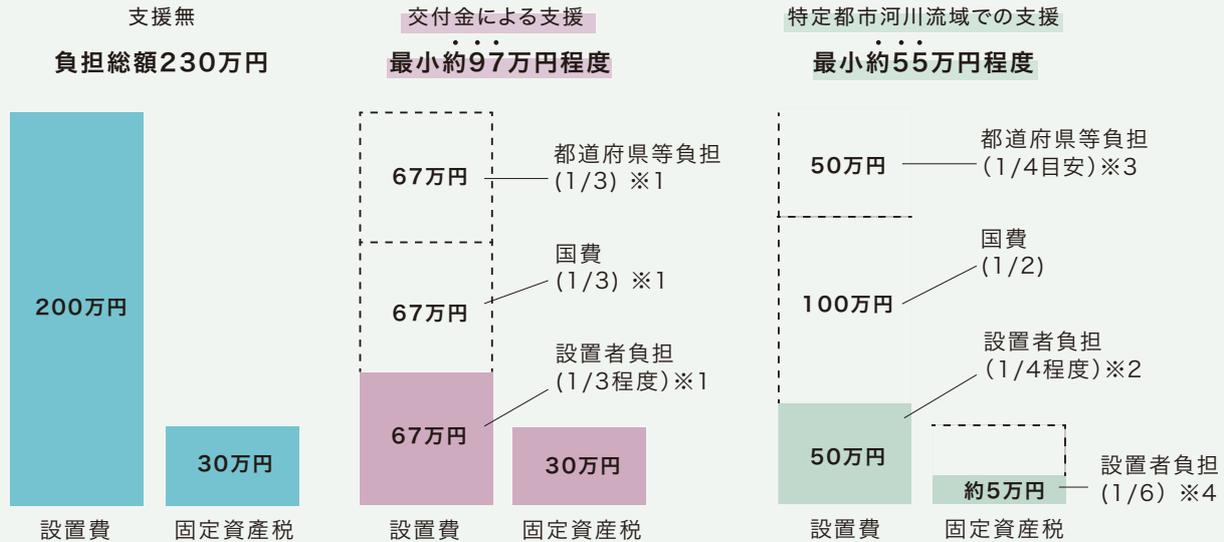
予算：国の補助率：1/3 但し、民間企業等が実施する場合は、地方公共団体が助成する額の1/2

### 特定都市河川流域での支援 (R3.11~)

予算：国の補助率：1/2

税制：固定資産税の課税標準を市町村の条例で定める割合\*に軽減

\*1/3を参酌して、1/6~1/2の範囲



注) 試算上の金額は全て仮の金額です

また、支援の適用に当たっては施設の規模等の要件があります

※1 国の補助金を最大限活用した場合(地方公共団体が設置費の2/3を助成する場合)としています

※2 一級河川の指定区間又は二級河川の区間に設置される場合の国の補助は1/4を目安に都道府県等が負担する場合に限るものであり、この場合、設置者負担は1/4程度となります

(一級河川指定区間外に設置される場合の国の補助における都道府県等の負担に関する規定はありません)

※3 ※2における都道府県等の負担額の5割について特別交付税措置を講じることとしています

※4 市町村条例において1/6の課税標準とした場合(参酌標準:1/3)としています

#### 特定都市河川の指定制度



### モデルとなる地域の取り組みを参考に

よく自治体の方から、特定都市河川の指定を受けるメリットはなんですか? と聞かれることがあります。指定を受けることで、その地域が危険な印象を持たれるのではないかという声をよく聞くのですが、最初に言いましたとおり全国どこでも水害が起こるおそれがあることから、むしろ「だから他よりも先んじて対策をしている所なんですよ!」という打ち出し方をしたいのですが、指定を受けることで支援も受けることができます。

自治体によっては、特定都市河川法の趣旨に近いことを、独自に進めているところがあります。例えば、山間部にある広島県三次市では、江の川という特定都市河川の流域があるのですが、特定都市河川の流域に含まれていない地域についても規制みたいなものを先行して行っています。また、高知県日高村でも独自の条例を制定しています。これは、その地域で発生した水害が契機になっているのかもしれないんですが、やっぱり、「まちを守らなければ」という観点が大きいと思います。

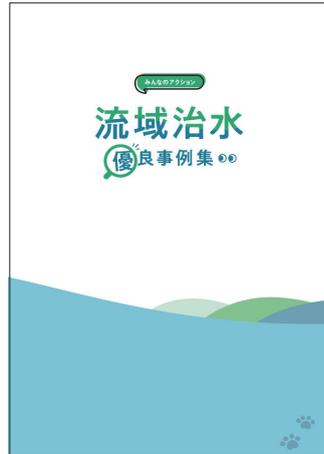
その観点でいくと、奈良県川西町も意欲的な取り組みを進めています。ここは、大和川という特定都市河川の流

域でもあるので、水害対策ももちろんあるのですけれども、「まちづくり」を考えているところなんです。まちづくりという大きなものから俯瞰して、この郊外のところでは申し訳ないけど田んぼで水を貯めてもらいましょうといったように水害対策を考えているようです。そういった取捨選択は大きな決断になりますが、まちづくりの観点から覚悟をもって進めておられる

ように思います。

全国ではそういったモデルになる取り組みが進んでいます。私たちは、流域治水にどんな取り組みがあるのか、制度についてまとめた流域治水施策集や、流域治水の取り組みの中でも全国の優良事例・先進事例をとりまとめた流域治水優良事例集を作成していますので、ぜひ参考にしてみてください。

## 流域治水のメニューや優良事例を紹介中



流域治水施策集、  
優良事例集はこちら



Check

## 身近なところから発想を

以上、特定都市河川についてお話ししましたが、こういった施策によって企業や自治体のみなさんによる「流域治水」を後押ししていきたいと考えています。しかし、そもそも企業や自治体のみなさんは、流域治水の取り組みといっても、何かすごいことをしなくてはいけないのでは？と考えてしまうかもしれません。

しかしそこは身構えず、大雨による災害をイメージしてもらって、そういう時にまず自分を守るためには何ができるんだろう、と考えてみてください。自分のお店、オフィスや工場が浸水することを考えれば、とれる対策は結構思い浮かぶと思います。例えば、工場に外壁を作って浸水を防ぐことも流域治水の取り組みです。

次は、自分のことだけでなく自分が根ざす地域にとつて何ができるのだろうと、視野を広げればもう少し大きく考えることができると思います。自社の敷地に、地域の分（下流の分）の水を溜める施設として作りましょうとか、水害が起きた時に、自社の工場を避難場所にできるように少し地盤を高くしましょうとか、そういったことが流域治水の取組として、地域にとつても重要なこととなります。

あまり堅苦しく考えないで、水害か

ら身を守るために何をすれば良いのか考えてみる、それが基本的には正解なのかと思います。何も思い浮かばない場合には、例えばどのくらいの雨が降ったら自社は浸水するのか、そういった水害リスクをまず知ることも流域治水の取り組みの立派な第一歩だと思いますので、そういったところから始めてみてはいかがでしょうか（↓vol.15参照）。



## 大切なことは、 伝え合うこと

カワナビ2016では、特定都市河川の指定を受けるとできることを中心に、流域治水にどう取り組んでいただきたいか、考え方を記事にしてみました。雨水貯留浸透施設を作ることや、まちづくりの観点から水害対策に取り組んでいる地域があることを紹介しましたが、あと一つ、すぐに取り組む取り組みを清田係長が話してくれました。

それは「伝える」ことです。特定都市河川のことに限らず、水害のニュースだったり、こんなまちづくりをしているところがあるらしいとかだったり、普段から知ったことを人に伝える、共有していく、そんな心がけが実はとても大切なことではないかということなんです。その広がり、みんなのアクションで地域が、流域が安全になるといいですね。

### 特定都市河川の制度についてのご相談はこちら(各地域の相談窓口)

#### 【地域の相談窓口 連絡先】

地方整備局等	連絡先
北海道開発局 流域治水推進室	011-709-2311(代表) hkd-ky-ryuikichisui■gxb.mlit.go.jp
東北地方整備局 流域治水推進室	022-225-2171(代表)(内線3613) thr-ryuikichisui■ki.mlit.go.jp
関東地方整備局 流域治水推進室	048-601-3151(代表) ktr-tokutei_toshikasen■nyb.mlit.go.jp
北陸地方整備局 流域治水推進室	025-370-6770(直通) hrr-ryuikichisui-po■gxb.mlit.go.jp
中部地方整備局 流域治水推進室	052-953-8257(直通) cbr-ryuikichisui■gxb.mlit.go.jp
近畿地方整備局 流域治水推進室	06-6945-6355(直通) kkr-ryuikichisui-byall■gxb.mlit.go.jp
中国地方整備局 流域治水推進室	082-221-9231(代表)(内線3631) chugoku-ryuikichisui■cgr.mlit.go.jp
四国地方整備局 流域治水推進室	087-811-8317(直通) skr-kawakei■mlit.go.jp
九州地方整備局 流域治水推進室	092-476-3523(直通) qsr-tokuteitosikasen■ki.mlit.go.jp
沖縄総合事務局 河川課	098-866-1911

詳しくはこちら /



※■を@に置き換えてください。

#### 【相談例】

- ✓ 1級河川の指定区間や2級河川を特定都市河川に指定する際の手続きについて知りたい(都道府県)
- ✓ 特定都市河川制度に係る補助事業や交付金、税制措置について教えてほしい(都道府県・市区町村)
- ✓ 特定都市河川流域で工場等を建設する際に必要となる手続きを教えてください(民間企業)

#### 【相談窓口の対象者】

都道府県、市区町村、民間企業 等

#### 【相談窓口のイメージ】

